

# ものづくりマイスター制度のご案内

(高校編)

実技指導に係るご説明

静岡県地域技能振興コーナー

(静岡県職業能力開発協会)

ものづくりマイスター制度(以降、本制度という)、若年技能者を対象に、技能検定や技能競技大会の課題等を活用し、実技指導を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を図るために、ものづくりマイスターが実技指導する制度です。

## ○実技指導の規模/内容

・受講者は1名から利用可能です。(基本は複数の方の受講をお願いします)

・実技指導回数(一つの派遣依頼に対して)

対象	実技指導回数
工業高校等	1回~10回

※一日の実技指導は3時間程を目安としています。(応相談)

※1人が複数分野を受講する場合は合計で10回が上限となります

・工業高校等(農業科・家政科等の専門学校を含む。)における実技指導の内容は、技能五輪全国大会の競技課題又は技能検定試験の実技課題を用いた指導  
※新規学卒予定者(3年生)では、就職直後から習得した技能が生かされるような課題や職業選択に資する比較的簡易な課題を用いた指導など  
また、実技指導は正課の教科時間内に行うこともできます。

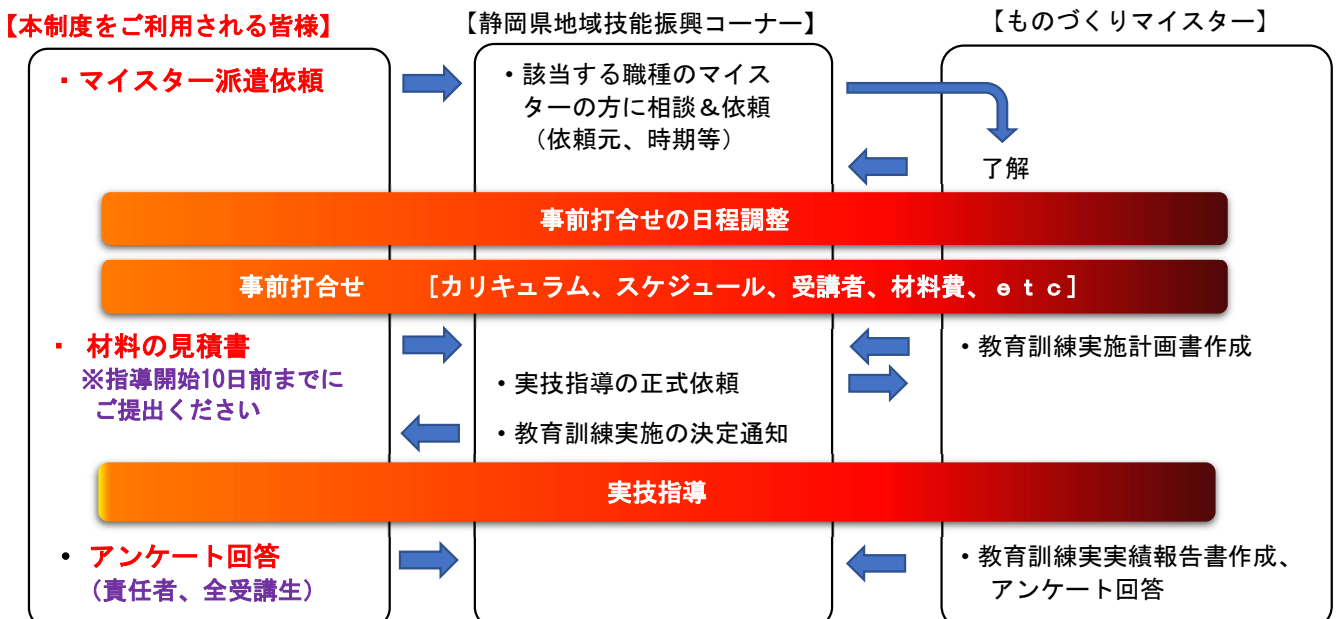
・普通科・商業科等の高校の生徒でも製造・建設業に就職が内定している場合は、公共訓練施設を借用して「機械加工(旋盤)(フライス盤)」等での利用が可能です。  
また、自校施設を利用して「パン製造/菓子製造/寝具製作/洋裁」など「1日体験」での活用も可能です。

・実技指導場所 : 自校の施設にて行います。  
但し、自校に適切な設備がなく、かつ低廉な公共職業訓練施設等がある場合、その施設を利用することが可能です。その賃借料は、当協会が負担します。  
この場合、受講される方の施設までの交通費は、ご利用される皆様の負担となります。

・保険 : 万一の事故に備え、責任者/受講者の方、及び設備の保険に入ります(当協会負担)。

・材料費/講師費用 : 実技指導に必要な検定材料(消耗品)及びマイスターへの謝金・旅費は規定内において当協会が負担します。

## ○実技指導の作業の流れ



○ 事 例



タイル張り



造 園



パン製造



左 官



フライス盤



普通旋盤



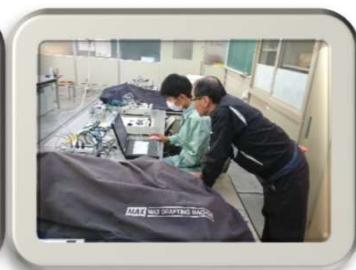
アーク溶接



建築大工



仕上げ



電子機器組み立て



テクニカルイラストレーション



機械検査



マシニングセンター



鉄筋組立



配 管



機械保全